SG47	甲板上積載をする場合には、亜塩素酸塩類から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、亜塩素酸塩類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG48	甲板上積載をする場合には、可燃物（可燃性物質[1]を含む。）から６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、可燃物（可燃性物質[1]を含む。）とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。なお、当該可燃物には包装材又は敷物は含まない。
SG49	甲板上積載をする場合には、シアン化物から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、シアン化物とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG50	甲板上積載をする場合は、食料から水平距離で６m以上離れた場所に積載することとし、甲板下積載をする場合は、食料と同一の船倉又は区画に積載しないこと。ただし、当該危険物又は食料のいずれか一方がコンテナに収納されている場合は、当該危険物を食料から水平距離で３m以上離れた場所に積載することができ、当該危険物及び食料の双方がそれぞれ異なるコンテナに収納されている場合は、当該危険物を食料から離して積載することを要しない。また、当該危険物は、食料と同一のコンテナに収納してはならない。
SG51	甲板上積載をする場合には、次亜塩素酸塩類から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、次亜塩素酸塩類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG52	甲板上積載をする場合には、酸化鉄から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、酸化鉄とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG53	甲板上積載をする場合には、液体の有機物から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、液体の有機物とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG54	甲板上積載をする場合には、水銀及びその化合物から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG55	甲板上積載をする場合には、水銀塩類から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、水銀塩類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG56	甲板上積載をする場合には、亜硝酸塩類から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、亜硝酸塩類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG57	甲板上積載をする場合は、においを吸着する物質から水平距離で６m以上離れた場所に積載すること。甲板下積載をする場合は、においを吸着する物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG58	甲板上積載をする場合は、過塩素酸塩類から水平距離で６m以上離れた場所に積載すること。甲板下積載をする場合は、過塩素酸塩類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG59	甲板上積載をする場合は、過マンガン酸塩類から水平距離で６m以上離れた場所に積載すること。甲板下積載をする場合は、過マンガン酸塩類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG60	甲板上積載をする場合は、過酸化物から水平距離で６m以上離れた場所に積載することし、甲板下積載をする場合は、過酸化物とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG61	甲板上積載をする場合には、金属粉末から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、金属粉末とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG62	甲板上積載をする場合には、硫黄から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、硫黄とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG63	甲板上積載をする場合には、火薬類[4]から水平距離で24m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、火薬類[4]と船首尾方向に一船倉又は一区画離して積載すること。
SG65	甲板上積載をする場合には、火薬類[4]（等級が1.4のものを除く。）から水平距離で12m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、火薬類[4]とは一船倉又は一区画以上離して積載すること。
SG67	イ　甲板上積載をする場合には、等級が1.4の火薬類（隔離区分がJのものを除く。）から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、等級が1.4の火薬類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 ロ　甲板上積載をする場合には、等級が1.1、1.2、1.3、1.5及び1.6の火薬類[4]（隔離区分がJのものを除く。）から水平距離で24m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質と船首尾方向に一船倉又は一区画離して積載すること。
SG68	別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から腐食性物質に代えて引火性液体類として隔離することとし、可燃性物質[1]から水平距離で３m以上離して積載すること。
SG69	イ　容積が１リットル以下のエアゾールの場合には、別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から高圧ガスに代えて有害性物質として隔離すること。甲板上積載をする場合には、火薬類[4]（等級が1.4のものを除く。）から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 ロ　容積が１リットルを超えるエアゾールの場合及び廃エアゾールの場合には、割り当てられる高圧ガスの等級に従い隔離すること。
SG70	硫化と素にあっては、甲板上積載をする場合には、酸類から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、酸類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SG71	救命器具の一部を構成する危険物には、第15条の規定を適用しない。
SG72A	国連番号が1818及び2189の危険物と隔離することを要しない。
SG72B	国連番号が1295及び2189の危険物と隔離することを要しない。
SG72C	国連番号が1295及び1818の危険物と隔離することを要しない。
SG72D	国連番号が2984、3105（過酢酸Dに限る。）、3107（過酢酸Bに限る。）、3109（過酢酸Fに限る。）及び3149の危険物と隔離することを要しない。
SG72E	国連番号が2014、3105（過酢酸Dに限る。）、3107（過酢酸Bに限る。）、3109（過酢酸Fに限る。）及び3149の危険物と隔離することを要しない
SG72F	国連番号が2014、2984、3105（過酢酸Dに限る。）、3107（過酢酸Bに限る。）及び3109（過酢酸Fに限る。）の危険物と隔離することを要しない。
SG72G	過酢酸Dにあっては国連番号が2014、2984、3107（過酢酸Bに限る。）、3109（過酢酸Fに限る。）及び3149の危険物と隔離することを要しない。
SG72H	過酢酸Bにあっては国連番号が2014、2984、3105（過酢酸Dに限る。）、3109（過酢酸Fに限る。）及び3149の危険物と隔離することを要しない。
SG72I	過酢酸Fにあっては国連番号が2014、2984、3105（過酢酸Dに限る。）、3107（過酢酸Bに限る。）及び3149の危険物と隔離することを要しない。
SG74	別表第14及び同14の２に定める隔離基準においては、他の危険物から等級1.4隔離区分Gの危険物として隔離すること。
SG75	甲板上積載をする場合には、強酸類から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、強酸類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。
SP294	正味質量が25kg以下の場合には、第15条の規定を適用しない。

注１　肩文字(1)から(6)は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1)　副次危険性等級が4.1の危険物を含む。

(2)　副次危険性等級が5.1の危険物を含む。

(3)　副次危険性等級が4.3の危険物を含む。

(4)　副次危険性等級が１の危険物を含む。

(5)　副次危険性等級が８の危険物を含む。

(6)　副次危険性等級が３の危険物を含む。

２　一方の危険物が非開放型のコンテナ又は自動車等に収納されている場合にあっては、「３m以上離して積載すること」とされているものは、隔離を要せず、「甲板上積載をする場合には６m以上離して積載し、甲板下積載をする場合には同一の船倉又は区画に積載しないこと」とされているものは、３m以上離して積載することができる。

３　甲板下積載をする場合の規定は、積載方法の欄の規定により甲板下積載をすることができる危険物の場合に限る。

別表第１備考９の２の表中「0222」の項中「(可燃性物質の含有率が0.2％を超え、他の添加物を含まないもの)」及び「, with more than 0.2% combustible substances」を削る。

別表第１備考９の５の表中「亜鉛灰、亜鉛ドロス、亜鉛残さ又は亜鉛さい滓」を「亜鉛灰、亜鉛ドロス、亜鉛残渣又は亜鉛滓」に改め、「、塩化第一水銀」を削る。

別表第１備考９の10の表中「三フッ化臭素」を「四塩化炭素」に改める。

別表第１備考９の11の表中「、塩化第一水銀」を削る。